

令和4年12月14日

医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

## ワクチン接種記録システム（VRS）への接種実績登録について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という）を用いた速やかな接種実績の登録につきまして、ワクチン接種を実施していただいている医療機関に対しまして、これまでも折に触れてお願いしてきたところです。

今般、特に大阪市以外に住民票のある方（以下「大阪市外住民」という）の接種実績にかかるVRSへの速やかな登録の徹底等について、下記のとおり依頼させていただきます。

### 記

#### 1. VRSへの接種実績登録について

接種実績のVRSへの登録は、国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務処理の一部として定められています。

接種を実施した医療機関におきましては、引き続き、VRSへの速やかな実績登録をお願いいたします。

また、ワクチンの種類が増加したことに伴い、実績登録の際、誤ったワクチンを選択していると思われるケースが増加していますので、使用したワクチンを正確に選択していただきますようお願いいたします。

#### 2. 大阪市外住民の接種実績について

本市で接種した大阪市外住民の接種実績について、接種を実施した医療機関でVRSに登録されなかった場合、国民健康保険団体連合会での支払い処理終了後、被接種者の住民票がある市町村にてVRSに接種実績の登録が行われます。

その際、数か月間、被接種者の接種履歴が把握できない状態となり、令和4年秋開始接種においては接種間隔が3か月に短縮されたことから、接種記録が迅速に把握できず、接種券や接種証明書の発行に支障が生じ、ひいてはオミクロン株対応ワクチンを2回接種するなどの間違い接種が起こる可能性があります。

従いまして、特に大阪市外住民の接種実績につきましては、VRSへの速やかな登録の徹底をお願いいたします。

#### 3. 大阪市外住民の接種実績をVRS登録できない場合の取扱いについて

大阪市外住民の接種実績について、特段の事情によりVRS登録できない場合は、例外的な取扱いとして、毎週土曜日に大阪市民の予診票を事務処理センターへ送付する際、登録できていない大阪市外住民の予診票の写し（コピー）を同封していただくことで、本市にて代行入力いたします。

- ①同封する際は、大阪市民の予診票と大阪市民以外の予診票を区別し、別紙「大阪市外住民分子診票写し（コピー）送付書」を添付してください。（送付書は原紙として1枚同封しておりますので、お手数ですが複写のうえ使用してください。）
- ②本市には、必ず、写し（コピー）を送付してください。国保連へは原本でないとの請求ができません。

③提出された予診票写し（コピー）は返却いたしませんので、自院分は別途複写のうえ保管してください。

※自院でVRS登録を行っている場合は、本取扱いによる送付は不要です。

#### 4. VRSの操作等に関するお問い合わせについて

大阪市VRSサポートセンター

06-6377-8100／12:00～17:00／月～金（12/29～1/3 及び祝日を除く）

また、本市HPに「タブレット操作マニュアル」を掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000531078.html#72>

（ 大阪市保健所  
感染症対策課（ワクチン接種等調整チーム）  
電話：06-6647-0813 FAX：06-6786-8003 ）